

第27号の内容

- ▼若者を狙う悪質商法にご用心！
- ▼平成24年度消費生活センター講座予定
- ▼滋賀県消費者月間事業「消費生活フェスタ」のご案内
- ▼県内消費生活相談窓口一覧

若者を狙う悪質商法にご用心！



春は入学や就職で新しい生活をスタートさせる季節です。親元を離れ、一人暮らしを始める大学生や新社会人の方も多いと思います。社会経験の少ない若者を狙う悪質商法に気をつけましょう！

◇突然身に覚えのない請求が！

トラブル事例

- ・携帯電話やパソコンで「無料」と書かれたサイトをクリックしたところ、「出会い系サイトの利用料99,800円を払え」等と身に覚えのない請求が届いた。 →→ それは「ワンクリック不当請求」です！



アドバイス

- ・ワンクリックだけで契約は成立しませんので、支払う必要はありません。
- ・相手はあなたからの連絡を待っています。連絡させて、住所、氏名、年齢などの個人情報を聞き出し、逃げられないようにします。電話、退会メールなど決して連絡してはいけません。

◇電話・メール・DMで呼び出されて..

トラブル事例

- ・「プレゼントが当たった」「旅行や買い物が安くなる」等、本当の目的を隠して営業所等に誘い出され、高額な商品やサービスの契約をさせられた。

→→それは「アポイントメントセールス」です！



アドバイス

- ・「あなただけ」「特別に」などと言いますが、これは誘い文句です。
- ・知らない人から甘い言葉で誘われても、安易に出かけてはいけません。

◇路上で呼び止められて…

トラブル事例

- ・ 駅や繁華街の路上で、「アンケートに答えてください」と声をかけられ、喫茶店や営業所に連れて行かれた。契約するまで何時間も帰らせてもらえず、化粧品やエステなどの契約を迫られた。 →→それは「キャッチセールス」です！

アドバイス

- ・ 足を止めると、言葉巧みに強引に勧誘場所に連れて行かれます。
- ・ 呼び止められても相手にせず、決してついていかないようにしましょう。



◇先輩や友人に誘われて…

トラブル事例

- ・ 友人から「すごくいいバイトがある。商品を買って人に紹介するだけで簡単にお金がもらえる」と誘われ、借金して商品を買った。思うように売れず、友人からも文句を言われ、借金だけが残った。 →→それは「マルチ商法」(ネットワークビジネス)です！

アドバイス

- ・ 誰でも簡単に高収入が得られるように思わせて勧誘しますが、実際は会社と一部の販売員だけが儲かるシステムです。
- ・ 契約させるため、消費者金融からの借金を強く勧めるケースもあります。
- ・ 楽しくて儲かる話は絶対にありません。きっぱりと断りましょう。
- ・ 成功体験談に踊らされ安易に契約すると、大切なお金も友だちも失いかねません。

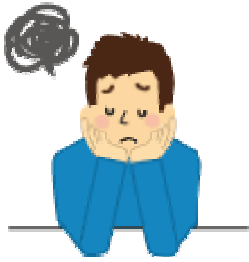


トラブル回避のアドバイス

- ①「結構です」「いいです」とあいまいな言葉は使わない！
必要なければ「いりません！」とキッパリ断りましょう。
- ②「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意！
うまい話はこの世にはありません。
- ③知らない電話番号にかけない、メールに返信しない。
怪しいサイトに入らない。
- ④名前、住所、電話番号、クレジットカードなどの個人情報は
安易に教えない！契約は慎重にしましょう。

一人で悩まず、家族や身近な人、
消費生活センターなどに早く相談しましょう。

◆◆万一、トラブルにあったら…◆◆



- ・訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）、電話勧誘販売など不意打ち的な取引について、8日以内であれば無条件で解約できる「クーリング・オフ」制度があります。（マルチ商法については20日間以内。詳しいことはセンターのホームページまたは相談窓口にお問い合わせください。）

★県広報誌「滋賀フラスワン」平成24年5・6月号に消費生活センターの特集（保存版）を掲載しています。ぜひご覧頂き、お手元に置いて活用ください！

- ・また、勧誘方法や契約内容に問題があればクーリング・オフ期間が過ぎても解約できる場合があります。あきらめず、早めに消費生活相談窓口へご相談ください。

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999
 平日・土日 午前9時15分から午後4時まで
 祝日・年末年始は除く



☆☆平成24年度消費生活センター講座予定☆☆

月	日	テーマ	講師
6月	20日	くらしの情報セミナー ACAPコーナー開設記念 「家電製品の上手な使い方」	パナソニック(株)CS本部 野崎 靖 氏
7月 親子 セミナー	22日	手づくり乾電池教室	(社)電池工業会派遣講師
	23日	飲み物の糖분을測ってみよう	彦根保健所、消費生活センター職員
	24日	汚れの落ちるしくみを知ろう（仮題）	花王(株)生活者コミュニケーションセンター
消費者講座 「消費者被害の現状～見守りが必要な人の被害～」			
	● 9月 6日	滋賀県庁（大津市）	弁護士 佐口 裕之氏
	● 9月 20日	長浜市 市民交流センター	同内容の講座を2会場で開催します
11月～12月		くらしの情報セミナー	日程およびテーマについては決まり次第お知らせします。
2月～3月		くらしの情報セミナー	

滋賀県消費者月間事業 「消費生活フェスタ」

5月は「消費者月間」。滋賀県では「消費生活フェスタ」を開催します。

日時：平成24年5月26日（土）午前11時～午後3時

会場：ビバシティ彦根（彦根市竹ヶ鼻町 JR南彦根駅 徒歩3分）



消費生活フェスタの問合せ先：滋賀県 県民活動生活課（077-528-3412）



滋賀県内消費生活相談窓口一覧

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
滋賀県総合政策部県民活動生活課	大津市京町4-1-1	077-528-3415
大津市消費生活センター	大津市浜大津4丁目1-1明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津3丁目13-30	077-561-2353
守山市市民生活課	守山市吉身2-5-22	077-582-1148
長浜市環境保全課	長浜市高田町12-34	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市生活環境課	彦根市元町4-2	0749-30-6144
栗東市生活安全課	栗東市安養寺1-13-33	077-551-0115
甲賀市生活環境課	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0685
湖南市住民総合相談室	湖南市中央1-1	0748-71-2360
野洲市市民生活相談室	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市生活相談課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8125
米原市米原市民自治センター自治振興課	米原市下多良3-3	0749-52-8088
日野町住民課	日野町河原1-1	0748-52-6578
竜王町生活安全課	竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町総務課	愛荘町愛知川72	0749-42-7680
豊郷町総務企画課	豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町住民課	甲良町在土353-1	0749-38-5063
多賀町総務課	多賀町多賀324	0749-48-8120

消費者ホットライン(全国共通)

ゼロ・ゴ-・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを!
0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 7 0

センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。

「くらしのかわら版」第27号(平成24年5月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成24年8月上旬に発行予定です。